

1. 件 名：第6回原子力災害対策中央連絡会議

2. 日 時：令和2年3月24日 14:00～15:55

3. 場 所：原子力規制庁 13階B、C会議室

4. 出席者

原子力規制庁

緊急事案対策室 児玉企画調整官、落原子力防災専門官、前澤専門職、
葛澤専門職、岡村係長

放射線防護企画課 田中企画官（企画調査担当）、高山企画官（被ばく医
療担当）

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 防災安全グループ 課長 他2名

日本原子力発電株式会社

敦賀事業本部 美浜原子力緊急事態支援センター 所長 他2名

原子力エネルギー協議会 副長 他2名

内閣官房 担当者1名

内閣府 担当者3名

警察庁 担当者2名

消防庁 担当者2名

文部科学省 担当者1名

厚生労働省 担当者1名

経済産業省 資源エネルギー庁 担当者2名

海上保安庁 担当者1名

防衛省 担当者2名

5. 要 旨

防災基本計画の規定に基づき、関係省庁及び原子力事業者が平時から情報
を共有し、原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を
図る場として、第6回原子力災害対策中央連絡会議を開催した。

議題1 地域連絡会議の結果概要について

原子力規制庁から、令和元年度の地域連絡会議の結果概要、中央連絡会議
及び地域連絡会議で出された課題と方向性について資料1-1及び1-2に基
づいて説明した。

関係省庁から、以下の意見等があった。

- 資料 1-2 の No. 4 及び 27 (地域連絡会議でのマニュアルや保有資機材の共有) について、内閣府より、オフサイトセンターから実動組織を発電所へ派遣する場合に実動組織の能力(人数や部隊、資機材など)を把握しておくことは有益であるとの意見があった。方向性は以下とした。
 - －地域連絡会議において、実動組織の能力について情報共有を進める。
この結果を中央連絡会議で共有する。
 - なお、放射線防護のための一般的な資機材は必要数保有しているが、テロ対策等の観点から、その諸元や保有数など、機微な情報は共有しない。(警察庁からの意見。防衛省、消防庁からも同様の意見あり。)
 - －地域連絡会議及び中央連絡会議において、原子力事業者から関係省庁に対し、新たに追加した資機材等の整備状況を共有する。
- 資料 1-2 の No. 31 (原子力事業者間での課題の共有) について、原子力規制庁から原子力事業者に対し、状況を確認した。
原子力事業者より、消防訓練は地域の特性に応じて実施しており現在のところ事業者間で共有すべき課題はない。今後、事業者間で共有すべき課題があった場合は、中央連絡会議でも共有するとの回答だった。
- この他の課題と方向性について、事務局の案に対して意見はなかった。

議題 2 令和元年度原子力総合防災訓練の成果概要について

内閣府から、令和元年度原子力総合防災訓練の成果概要について資料 2 に基づいて説明があった。

議題 3 原子力事業者の取り組みについて

原子力事業者から、関係機関と連携した訓練等の実施状況、美浜原子力緊急事態支援センター所有資機材の自衛隊機材を用いた輸送訓練等及び原子力災害時オンサイト医療に係る取り組み状況について、資料 3-1、3-2 及び 3-3 に基づいて説明があった。

関係省庁から、以下の意見等があった。

- 内閣府から原子力事業者に対し、所有資機材の輸送について、今後の課題として「災害時に即した搬送訓練」とは具体的に何か確認した。
原子力事業者より、以下の課題があり今後取り組むとの回答だった。
 - －原子力事業所災害対策支援拠点から発電所まで民間の輸送会社を使用した
が、災害時に民間の輸送会社は発電所に入れない
 - －発電所までの道路が使用できない場合の輸送手段
- 原子力規制庁から原子力事業者に対し、オンサイト医療について以下

の意見を伝えた。

原子力事業者より、意見を踏まえ検討するとの回答だった。

－オンサイト医療は労働安全衛生の観点で作業者が事態収束に向け安全に作業できることが目的であり、「オンサイト医療体制構築委員会（仮称）」に労働安全衛生の分野に通じた方も加えていただきたい。夏頃までには方向性を見せていただきたい。

－医療従事者の線量管理と安全確保は事業者として責任を持って実施していただきたい。これに加え医療従事者の補償制度（民間の保険活用や独自の制度構築など）も視野にいれて検討いただきたい。

－医療従事者の派遣先について、どういった場合に発電所に派遣、または原子力事業所災害対策支援拠点に派遣とするのか、考え方を整理いただきたい。

また、原子力規制庁から耐震性耐放射線の医務室を今後整備するのか確認したところ、原子力事業者より、検討課題と認識しているとの回答だった。

- 厚生労働省から原子力事業者に対し、原子力災害時オンサイト医療の対応スキームについて、医療従事者の派遣を施設敷地緊急事態（SE）としている理由について確認があった。

原子力事業者より、SEでPAZの避難が開始されPAZ内の病院への搬送が困難となること、原子力事業所災害対策支援拠点が設置されることから、SEで医療従事者の派遣を検討しているとの回答だった。

- 消防庁から原子力事業者に対し、原子力災害時オンサイト医療の各関係機関との連携について、発災事業者から医療機関への搬送に消防を想定しているのであれば、各地域の消防と情報共有するように伝えた。原子力事業者より、各発電所は医療機関や消防との協定に基づき搬送し、消防での搬送が困難な場合は社有車で搬送する。原子力災害時のオンサイト医療について各地域の消防とも共有するとの回答だった。

関係機関と連携した訓練等の実施状況、美浜原子力緊急事態支援センター所有資機材の自衛隊機材を用いた輸送訓練等及び原子力災害時オンサイト医療に係る取り組み状況について、今後も引き続き中央連絡会議において確認して行くこととした。

中央連絡会議の内容について各地域連絡会議へ共有することを確認した。

5. 配付資料

資料 1-1 地域連絡会議の結果概要について

資料 1-2 原子力災害対策中央連絡会議・地域連絡会議課題管理表

- 資料 2 「令和元年度原子力総合防災訓練 実施成果報告書」の概要
- 資料 3-1 関係機関と連携した訓練等の実施状況について
- 資料 3-2 美浜原子力緊急事態支援センター所有資機材の自衛隊機材を用いた輸送訓練等について
- 資料 3-3 原子力災害時オンサイト医療に係る取り組み状況について